

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

|  |  |            |
|--|--|------------|
| No   | 10   | 府省庁名 厚生労働省 |
| 対象税目   | 個人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 事業税（外形） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （自動車税、軽自動車税、自動車取得税、都市計画税）  |            |
| 要望項目名  | 独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置   |            |
| 要望内容（概要）   | ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）<br>厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき行われる以下の制度改正に伴う、税制上の所要の措置を講ずること。<br>① （独）国立病院機構については、厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて非特定独立行政法人化の方針を提示したところ。<br>（独）国立病院機構が非特定独立行政法人化を行うこととした場合においても、現行の非課税措置の適用を継続すること。<br>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果、統合により新設される独立行政法人について、全額国出資（予定）の独立行政法人として設立すること。<br><br>・ 特例措置の内容<br>厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき行われる以下の制度改正に伴う、税制上の所要の措置を講ずること。<br>① （独）国立病院機構については、厚生労働省省内事業仕分け及び行政刷新会議の事業仕分けにおいて非特定独立行政法人化の方針を提示したところ。<br>（独）国立病院機構が非特定独立行政法人化を行うこととした場合においても、現行の非課税措置の適用を継続すること。<br>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果、統合により新設される独立行政法人について、全額国出資（予定）の独立行政法人として、非課税独立行政法人とすること。 |            |
| <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">関係条文</span> | <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[ 地方税法第 348 条第 2 項第 42 号、地方税法施行令第 51 条の 15 の 8 等 ]</span>   |            |
| 減収見込額  | （初年度） － （ － ） （平年度） － （ － ） （単位：百万円）   |            |
| 要望理由   | （1）政策目的<br>① （独）国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として（独）国立病院機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。<br>② 厚生労働省省内事業仕分けに基づき、独立行政法人を統合することにより、事務部門の一部効率化・合理化を進めるとともに、業務等の一層の総合化を図る。<br><br>（2）施策の必要性<br>上記政策目的を実現するため、<br>① 国立病院機構が非特定独立行政法人化した場合においても、引き続き国の医療政策として（独）国立病院機構が担うべきものの向上を図ることが必要である。<br>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき、独立行政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与する組織として整備することが必要である。   |            |
| 本要望に対応する縮減案  | なし。  |            |

|     |                            |  |
|-----|----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け          | —  |
|     | 政策の達成目標                    | ① (独) 国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目標とする。<br>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき、独立法政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与することを目標とする。                          |
|     | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間          | —  |
|     | 同上の期間中の達成目標                | —  |
|     | 政策目標の達成状況                  | —  |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み                | —  |
|     | 要望の措置の効果見込み<br>(手段としての有効性) | —  |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置          | ①②について<br>国税について、現行の独立行政法人に対して講じられている非課税措置と同等の措置を要望。   |
|     | 予算上の措置等の要求内容及び金額           | ①②について<br>運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。)  |
|     | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係        | ①②について<br>運営費交付金(現時点では具体的に検討していない。)  |
|     | 要望の措置の妥当性                  | 政策目的を実現するため、<br>① (独) 国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として(独) 国立病院機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与する。<br>② 厚生労働省省内事業仕分けの結果に基づき、独立法政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与する組織として整備することが妥当である。 |
| ページ |                            | 10-2   |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績               | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標                  | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯                   | — |